

J T U

埼玉高教組

ニュース

NO. 669

発行 埼玉高等学校教職員組合
〒330-0062
さいたま市浦和区仲町3-13-10
ヤギシタビル4F



教育復興に向けて支援の輪を広げよう！

TEL 048-823-4071

FAX 048-823-4072

Eメール saikojtu@maple.ocn.ne.jp

11月7日

2023賃金確定交渉始まる

◆今年の勧告は若年層中心に大幅給与UP

公務員の賃金は人事院・県人事委員会勧告に基づき、交渉によって決まる。今年の交渉は11月7日にスタートした。人事委員会は月例給平均0.94%上昇を勧告したが、若年層に厚く、中高年層には薄い上昇率となっている。県立学校(高・特支)2級5号給の初任者は月例給5.6%(11,900円)、95号給以上は0.3%(1,300円)のアップとなる(再任用0.4%1,000円)。年収換算では(手当など抜きにした単純計算だが)、5号級217,770円、95号級以上は60,320円の給与アップ(再任用43,930円)。今年の物価上昇率を約3%とすれば、23号級あたりが分岐点(3.1%アップ)なので、それよりも号級が低い人は実質賃金アップ、高い人は実質賃金がマイナスとなる。

なお初任者2-5 214,200円の方は2-9 220,900円のところが231,600円にあがるので月額17,400円、年収では30万円を越える給与増である。

2-5 214,200円	→	226,100円	+11,900円
--------------	---	----------	----------

2-9 220,900円	→	231,600円	+10,700円
--------------	---	----------	----------

つまり初任者は4号級の「定期昇給」と「ベースアップ」ダブルの恩恵を被るのである。なお賃金上昇は組合の交渉によってしか決定しない。

◆給料が上がらないなら仕事を減らせ!

一方、若年層と比較して中高年層は上がり幅が小さい。給料があがらないのだから仕事を減らすことを求めるしかない。県教委は、働き方改革基本方針で「月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和6年度末までに100%」目標を掲げ、「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る」として

いる。しかし現場はまったく変わっていない。「勤務時間を無視した正門指導当番が本人の許可なく割り振られている」、「私よりも遅くまで学校にいる先生が私よりも早く帰ったことになっている」など、管理職の「指導」によりICカード打刻時刻を偽装し、時間外在校等時間を短く記録している教員が居るという、まさに耳を疑うような報告も飛び込んできている。

◆たとえば一つの元凶、高校教育指導課

2023年度全日制普通科99校の教育課程編成状況(2023年度入学生)は以下の通りである。

授業時数	25	30	31	32	33	34	35	36
学校数	1	43	19	13	5	16	1	1

週30時間が標準であるから半数以上の学校が標準を超えて授業を行っている。この数字を持ち出した理由は9月8日文科省緊急提言で、標準授業時間数を大幅に上回っている学校に対して見直しを前提とした点検を求め、2024年度以降見直しを指示したからである。小中学校への指示とはいえ同じ公立学校として、県立学校の授業時数の差を放置してはならない。授業時数を青天井で認めているから土曜授業などが蔓延っている。また授業時数増によって教員数も増える。30時間と35時間では120時間分の差(8クラス規模)となる。同じ県立学校で正規の授業にかけているお金が大きく違うことは県民に許されるのだろうか。

そもそも、この状態を黙認しているのは高校教育指導課である。授業時数の標準化は働き方改革を進める上で絶対的に必要な措置だと私たちは考えている。見直し必須である。

第34次 埼玉教育研究集会

2023. 10. 22 国立女性教育会館(ヌエック)

◆記念講演

先日の10月22日(日)に国立女性教育会館で教育研究集会が行われた。こちらでは、午前中に行われた講演会に関しての感想を述べたい。

今回は埼玉大学の瀬山紀子さんが「性別にとらわれず、一人ひとりを尊重する教育のあり方を考えるー教育におけるジェンダー平等の実現に向けてー」と題して、学校教育におけるジェンダーを中心に話をしてくださった。改めて「ジェンダー」とは「社会文化的性差」のことであり、すなわち「性別に関わる意味付けは恣意的なもので、社会文化的につくられたものであるため、変えていくことが可能だ」とする考え方を指している。またここで重要なのは、男が上であるという主従関係に男女の関係が位置付けられていることである。いわゆる「男は外に出て働き、女は家で旦那の帰りを待つ」という価値規範はこの典型であるし、性に関する規範においてもこの主従関係は存在しているとのことである。

教職員である私たちは誰よりもこのことを自覚しておかなければならないし、現状最もジェンダー平等が進んでいると認識されているのが、学校現場であるようだ。しかし、実際はどうだろうか。埼玉県全県で相変わらず女性管理職は少なく、すべての学校で混合名簿が採用されているわけでもなく、依然として男女別学校は「入口」を閉ざしている。またこれは埼玉県に限ったことではないが、この「ジェンダー」を授業で取り扱うであろう社会科とりわけ高校公民科の女性教諭は圧倒的に少ないようだ。社会科教材としても、とある世界史Bの教科書に出てくる人間の男女の数は、男565人に対して、女は21人しか取り上げていない。

『埼玉県教育振興基本計画』には、その取り組み内容として「性に関する指導の推進」が掲げられている。埼玉県の「性」というものに関する考えの無さ、

ジェンダー平等教育を行う以前の職場環境への理解の無さがこのような現実を変えらぬものとして推し進めてしまっているのではないか。「性に関する指導」の何を推進するつもりなのか、全く分からない。

最後に、瀬山さんの講演は示唆深いものばかりだったが、その中でも「若年層ほど性別役割分担意識が強く、特に女性の方に強い」ことが分かるデータは、非常に考えさせられた。生徒が勝手に現実を諦め、可能性を狭めているその思考を私たちがどうにもできていないということであると思う。県に頼ることができない今、現場の教職員が連帯して臨まなければいけない喫緊の課題である。そう教えられた時間だった。

◆分科会

埼玉高教組からは3本のレポートが提出された。

①インクルーシブ教育に関して

浦和特別支援学校の羽田さんから「法案を考えて投票しよう」と題して、特支の職業という授業で、国会についてのクイズや自分たちで法案を考えてクラス対抗で投票した活動の実践報告が行われた。

②教育条件整備について

志木高校の嶋田さんから「県立高校における生徒支援・カウンセラー対応の現状」と題して、昨年から校内で担当している特別支援コーディネーターの取組が報告された。

③教育条件整備について

熊谷高校の宮嶋さんから「土曜日授業の実態とは」と題して、土曜日授業の実態や生徒達の感想、そして、働き方改革を進める上で、土曜日授業廃止のために組合がどのように取り組むべきかという方向性が示された。

以上、3本のレポートが発表され、活発な議論が展開された結果、宮嶋さんの土曜日授業のレポートと埼玉教組から2本のレポートを全国教研で発表することとなった。

第4回くじら会議&

映画『**原発をとめた裁判長**

そして原発をとめる農家たち』

上映会

日 時 2023年12月26日(火) 13:00～

場 所 武蔵浦和コミュニティセンター第10集会室

白鯨スキーツアー

日 時 2024年1月4日(木)～6日(土) 2泊3日

場 所 四季の森ホワイトワールド尾瀬岩鞍スキーリゾート

宿 泊 みなもと(群馬県利根郡片品村大字越本1231)

TEL 0278-58-2358